

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和2年9月1日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和2年9月1日（火） 午前10時00分から 午前10時22分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和2年9月1日（火）
午前10時00分から
午前10時22分まで
朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

投票区の一部見直し関係

議案第15号 朝霞市の投票区の区域の変更について

選挙人名簿関係

議案第16号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第17号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第18号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第19号 在外選挙人名簿から抹消することについて

朝霞市長選挙関係

議案第20号 選挙期日等の決定について

議案第21号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（４人）

委員 長	細 田 昭 司
委員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	曾根田 晴 美
委 員	金 子 智恵子

事 務 局 選挙管理委員会事務局長	渡 辺 淳 史
事 務 局 選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	大 高 亮
事 務 局 選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真
事 務 局 選挙管理委員会事務局選挙係主事	大 澤 識 人

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第 1 5 号 朝霞市の投票区の区域の変更について
- ・ 議案第 1 6 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 1 7 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第 1 8 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 1 9 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第 2 0 号 選挙期日等の決定について
- ・ 議案第 2 1 号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について
- ・ 投票区新旧対照表
- ・ 令和 2 年 9 月 1 日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況
- ・ 資料 1 朝霞市記者発表資料
- ・ 資料 2 期日前投票所について
- ・ 資料 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について（通知）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

猛暑の続く中、定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定によりまして、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

はい。

◎4 議題 投票区の一部見直し関係

議案第15号 朝霞市の投票区の区域の変更について

○細田委員長

日程4、議題でございます。

投票区の一部見直し関係でございます。「議案第15号 朝霞市の投票区の区域の変更について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第15号、朝霞市の投票区の区域の変更について。

公職選挙法第17条第2項の規定により、朝霞市の投票区の区域を次のように変更することについて、議決を求めます。

令和2年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちら下のところに、第1投票区から23投票区までございまして、具体的に今回増えるものに

つきましては、新旧対照表を付けてございます。

新旧対照表を御覧ください。新旧対照表で今回該当していますのは、第7投票区と第16投票区になります。

第7投票区につきましては、幸町のところでございまして、2丁目の18番の58号までだったのが62号ということで、宅地造成等で増えたことで62号になってございます。

続きまして、第16投票区、根岸台の4丁目ですが、こちらは9番28号から54号までだったものが63号までということで、宅地造成で増えてございます。

新旧対照表の後ろには、該当の場所の地図を付けてございます。幸町の2丁目につきましては、幸町2と書いてあるところの上のところの区画の辺りになりまして、根岸台4丁目につきましては、ちょうど地図の真ん中辺りのところが造成されてございます。

以上になります。

○細田委員長

戸数は幾つか分かりますか。

○事務局・佐藤係長

戸数は、第7投票区は4つです。第16投票区が9増えたということになってございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第15号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第16号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第17号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、選挙人名簿関係でございます。「議案第16号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第17号 選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括して議題とさせていただきます。

それでは、一括して御説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第16号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,532人。女、1,483人。計、3,015人となっております。

1枚おめくりいただきまして、議案第17号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和2年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,295人。女、1,113人。計、2,408人となっております。

1枚おめくりいただきまして、令和2年9月1日定時登録の概要について申し上げます。

1番のところ、選挙人名簿への登録ということで転入につきましては、令和2年3月2日から令和2年6月1日までに届出された方。

年齢要件としましては、平成14年6月3日から平成14年9月2日までにお生まれになった方。そちらの方で、合計3,015人となっております。

続きまして、2番、選挙人名簿からの抹消につきましては、転出等が令和2年2月1日から令和2年4月30日。死亡は、令和2年6月2日から令和2年9月1日となっております、2,408人となっております。

市内転居につきましては、令和2年8月19日までで処理させていただきました。

4番で、選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数及び1/3の数について記載してございます。

裏面を御覧ください。第1投票区から第23投票区までの内訳を書いてございまして、今回の登録者数としまして、合計11万6,166人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは初めに、議案第16号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第16号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第17号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第18号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第19号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人名簿関係でございます。「議案第18号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第19号 在外選挙人名簿から抹消することについて」。両件につきましては関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、一括して提案理由の説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第18号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年9月1日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人、計、1人となっております。

裏面を御覧ください。今回登録される者の名前、住所、生年月日等が書いてございます。

続きまして、議案第19号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和2年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、3人。女、1人。計、4人となっております。

裏面を御覧ください。

今回、抹消される者4人の方の名前、住所、生年月日等が書いてございます。

続きまして、一枚おめくりいただきまして、在外選挙人名簿登録者数でございますが、今回の議案によりまして、最終的に男性が63人、女性が52人、合計115人となっております。

真ん中の段につきましては、これまでの推移になりまして、一番下の段につきましては、6月1日定時登録時点の近隣4市の状況となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、初めに、議案第18号につきまして、何か御質疑等ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第18号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号につきまして、何か御質疑等ございますか。

○金子委員

すみません、在外選挙人について教えてください。

○細田委員長

答弁をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

日本国内の方が、例えば朝霞市から他市に日本国内で異動された場合は、その移動先の市町村に3か月以上いらっしゃると選挙権というのが発生しますが、海外に転出された方というのは、国政選挙におきましては行うことができまして、それは御本人が登録をされた場合に海外での領事館等で行うこととなります。日本国内を離れられて、海外にお住まいになりまして届出されて、実際に3か月以上住んで届出されたりすると、在外選挙人名簿というのに登録されるので、国政選挙につきましては、投票するということができます。逆にそういう方が、国内に戻って来られた場合というのは、在外選挙人名簿から抹消しなければいけませんので、その議案が18号と19号ということになってございます。

以上になります。

○金子委員

分かりました。ありがとうございました。理解いたしました。

○細田委員長

ほかに質疑ございませんか。

(なし、の声)

ほかになければ、質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第19号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第20号 選挙期日等の決定について

○細田委員長

次に、朝霞市長選挙関係でございます。「議案第20号 選挙期日等の決定について」を議題いたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第20号、選挙期日等の決定について。

朝霞市長選挙の選挙期日及び告示期日を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年9月1日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、選挙期日、令和3年2月28日。

2、告示期日、令和3年2月21日。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第20号につきまして、何か御質疑等ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第20号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第21号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第21号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第21号、立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年9月1日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和3年1月14日、午後1時30分。

2、場所、朝霞市役所、502会議室。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

本件につきまして、何か御質疑ございますか。

金子委員。

○金子委員

この説明会というのは、何月号の朝霞の広報紙に載るのですか。

○細田委員長

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

今日、今から議決をいただきまして、その後、広報原稿を作成して最短で間に合うものとしましては、11月号になります。

○金子委員

11月号ですね。ありがとうございました。大丈夫です。

○細田委員長

市の掲示板には、すぐ載るでしょ。

○事務局・佐藤係長

このあとは、告示等を行いまして、またホームページにつきましては、市の広報あさかに先行しまして、掲載する予定でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

ほかに質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり承認されました。

日程4の議題は終了いたしました。

◎5 その他

○細田委員長

この際でございます。3か月期間がございましたので、委員の方から何かございますか。
ありませんか。
なければ事務局の方で何か報告ございますか。
大高次長。

○事務局・大高主幹兼局次長

5番目のその他ということで、4点報告させていただきます。
資料の1番ですね、「朝霞市記者発表資料」ということで、先ほど市長選の日程を決めていただきましたので、その資料1のとおり、選挙期日、場所、3月16日に任期満了を迎えるという選挙の理由、本日付けの選挙人名簿登録者数、併せて立候補予定者説明会の期日について、本日早速記者発表を行いたいと思っております。
続けてよろしいですか。

○細田委員長

どうぞ、続けてください。

○事務局・大高主幹兼局次長

2点目です。期日前投票所の新設について、検討状況、経過を御報告させていただきます。
資料2です。左側の(4)番。積水化学工業の工場跡地が今再開発されていまして、商業施設でカインズホームが今年の11月末ぐらいに営業予定だということで、かねてから期日前投票所を設置できないかということで要望を出しておりました。
右側に書いてありますが、カインズホームから先般回答があった内容になっていまして、スペースの提供はやぶさかではないですが、どれぐらいの形態が必要なのかということを確認したいという回答がありましたので、先日カインズホームの担当者と協議をしました。
朝霞市として必要なスペースですとか、期日前投票所の運用の期間ですとか、そういったところを御説明させていただいて、現状のところは、社に戻って検討するというところで、回答待ちというような状況になってございますので、回答が来ましたらまた御報告させていただきます。
3点目が、資料3、公職選挙法の一部改正についてでございます。
総務大臣から6月10日付けで改正された公職選挙法が交付されて、今年の9月10日から施行されるという通知がございました。
内容ですが、裏面を御覧ください。ちょっと読ませていただきます。

「地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされたこと。」ということで、地方公共団体の議会の議員の選挙ということで、該当するのが朝霞市では市議会議員選挙と埼玉県議会議員の選挙。この二つにつきましては、立候補するに当たって住所要件というのがありまして、同じ自治体に3か月以上住んでいないといけないというのが立候補できる条件になっています。

昨年幾つか行われた地方選挙で、住所要件を満たしていないのを承知の上で立候補して、当選自体が無効になったり、あるいは得票が0になったりという案件が幾つかあったということで、それに対応する改正ということで今回改正がありました。

もう一枚めくっていただくと、「宣誓書」があるのですが、それが現在の申請書になっています。公職選挙法第86条というのが、刑を犯して、禁固以上の刑に処している者。第87条が、ほかの選挙にも立候補している。重複して立候補している。第251条というのが、選挙犯罪を犯して公民権が停止されている者という、立候補できない条件に私は該当していませんというのを宣誓してもらっているのですが、これに改めて公職選挙法の第9条、3か月以上の住所要件を満たしていますというのを、今後の届出に関しては宣誓書に追加されるということになりました。

この宣誓書に、虚偽があった場合、3か月住んでいないといった場合には、宣誓を虚偽するという罪に罰せられて、30万円以下の罰金と公民権が5年間停止されますので、選挙もできないし立候補もできないということになるということになりましたので、住所要件を満たしていないのに立候補するということが、今後は抑制されるんじゃないかということでございます。

○金子委員

その場合、市長は、大丈夫なのですか。市長選の場合は。

○細田委員長

住所はどこでも大丈夫です。

○金子委員

3か月住んでいなくても。

知事も。

○細田委員長

知事はどこでも大丈夫です。北海道にいても大丈夫です。

○金子委員

そうなのですか。市長と知事は。

○事務局・大高主幹兼局次長

議会の議員だけです。要件があるのは。

○金子委員

そうですか。分かりました。

○事務局・大高主幹兼局次長

4点目は、9月議会についてですが、昨日開会されまして、一般質問はもう通告が締め切られているのですけれども、選管に関する質問はありませんでした。

総括質疑が明日締切りですが、黒川議員から1件、今のところ質疑が出ている状況でございます。

報告については、以上でございます。

○細田委員長

はい。ありがとうございました。

今の報告について何か分からないことはありますか。

よろしいですか。

◎6 閉会

○細田委員長

ほかになれば、これをもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長 _____

委員 _____